第53回農業資材審議会農薬分科会　議事要旨

1　開催日時及び場所

日時：　令和８年10月２日（金）　13:30 ～ 14:30
場所：　農林水産省第３特別会議室（対面・WEB会議形式による併催）

2　出席委員（敬称略）

有江力、久城真代、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、
水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、
大井田寛、木幡光範、増村健一

3　会議の概要

（１）農薬取締法第３条第１項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたグルホシネートを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料３）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）資料３の５．農薬取締法第４条第１項各号に対する判断の七について、六と同様に「食品及び家畜の飼料の用に供する農作物に使用されないことから、本号に該当しない。」と記載すべきではないか。

（回答）本剤が使用される農作物等のみならず、本剤の使用方法における土壌残留を考慮する必要があるため、案のとおりの記載としている。

（２）農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたエマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料４）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）農薬原体の規格において、エマメクチンB1b安息香酸塩が30 g/kg以下と設定されているが、どのような整理なのか。

（回答）活性を有する有効成分が複数の異性体や類縁体から構成されていて、それぞれの含有割合が異なる場合、毒性試験に用いられた原体と実際に製造される原体の同等性を確保する観点から、主要な異性体等の規格は下限値、主要でない異性体等の規格は上限値を定めている。主要でない

異性体等の規格については、不純物に近い取扱いと整理している。

（質問）各類縁体の殺虫活性及び毒性は確認されているのか。化学構造の違いがごくわずかであっても、活性に 10 倍程度の差が認められる事例がある。例えば、フェンバレレートでは、殺虫活性を示す異性体と、殺虫活性はほとんど示さないが高い毒性を有する異性体の２種類の異性体があることが知られている。このような事例を踏まえると、異性体や類縁体については、それぞれの活性及び毒性を個別に確認した上で、各成分に応じた上限値及び下限値を設定することについて、今後検討するべきではないか。

（回答）農薬登録上、原体としての毒性の試験成績を求めており、異性体や類縁体それぞれの活性及び毒性の確認までは求めていない。なお、異性体については動物代謝試験及び植物代謝試験で体内における異性体比を確認することとされている。

（３）農薬取締法第 39 条第１項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、エピリフェナシル及びスルホメツロンメチルを有効成分として含む農薬の登録、ベンフレセートを有効成分として含む農薬の変更の登録並びにアクリナトリン、アシュラム、ビフェントリン、ヘキシチアゾクス及びメタフルミゾンを有効成分として含む農薬の再評価に関し、事務局より、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料５－１）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料５－２）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料５－３）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料５－４）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な意見は以下のとおり。

（意見）諮問される成分の中には、異性体の単一物からなる成分と複数の異性体の混合物からなる成分があることから、議題（２）で指摘したような異性体ごとの活性及び毒性の違いを考慮した評価のあり方について、今後検討いただきたい。

（４）農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（報告）

農薬使用者安全評価部会の委員より、「農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて）（報告）」（資料６）に基づき、農薬使用者安全評価部会における検討の結果、被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて了承されたことが報告された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）被害防止方法に記載された内容について使用現場で確実に遵守される

ことが重要である。現場への周知や情報提供は行うのか。また、無人散布は一定の技術が必要と考えるが、どのように指導されているか。さらに消費者への情報発信も丁寧にお願いしたい。

（回答）農薬使用における安全確保のためには、定められた使用方法や被害防止方法が使用現場において確実に遵守されることが重要であり、都道府県、農業者団体等を通じて、引き続き適正使用の指導を徹底していく。また、無人航空機の使用については、安全かつ適正な農薬使用に関するガイドラインを策定するとともに、サービス事業体を含む使用者に対して、啓発資料の配布等により周知及び指導を行っている。

（質問）被害防止方法については、使用者がその内容を十分理解し、遵守することが重要である。資料６の２．（４）被害防止方法の記載例について、該当する作物名を全て記載するのか。

（回答）適用作物ごとに被害防止方法が定められているため、対象となる作物を全て記載する必要がある。

（意見）適用作物が多い農薬については、農薬使用者及び蜜蜂の観点からの被害防止方法の対象作物も多くなる可能性があり、その結果ラベルの文字が小さくなり読みにくくなることが懸念される。ラベルの表記について検討していただきたい。

（回答）農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）において、ラベル表示は農薬使用者が読みやすく理解しやすいものとする旨を求めており、表示事項の一部についてはラベルの他に文書を添付することも可能とされている。さらに、農林水産省消費・安全局長通知で「農薬を販売する際の表示要領」を定め、具体的な表示方法を示して業界への周知を図っているところであり、今後も説明及び周知に努めていく。

（質問）ラベルに記載する被害防止方法の内容はオンラインで検索できるか。

（回答）農林水産省が運用する「農薬登録情報提供システム」では、各農薬の被害防止方法を確認することが可能。

（５）「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第５条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正について（報告）

事務局より、「「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第５条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」の一部改正案についての意見・情報の募集について（資料７）」に基づき報告された。

質疑応答なし。

（６）その他

特になし。

（以上）